

浜健障第783号
令和2年9月28日

特別支援学校 担当者 様
就労継続支援B型事業所 管理者 様
就労移行支援事業所 管理者 様
相談支援事業所 管理者 様

浜松市障害保健福祉課長
久保田 尚宏

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の
就労アセスメントの臨時的な取扱いについて

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」
（令和2年4月13日付国事務連絡）ならびに「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントについて」（令和2年8月5日付静岡県通知）の具体的な取扱いについて、下記のとおりとしますのでご連絡いたします。

記

1. 取扱い

「例年どおりの方法が難しい場合には、学校で実施する職場実習評価をアセスメントの代わりとできる取扱いとする。」

<例年どおりの方法が難しい場合>

- 就労アセスメントの実施によりコロナ感染症罹患のおそれがある
- 夏季休業短縮等によりスケジュールの調整が難しい
- その他今般の状況により実施が難しいと判断した場合
→感染症の状況や生徒・事業所・保護者の意見を踏まえて学校が判断

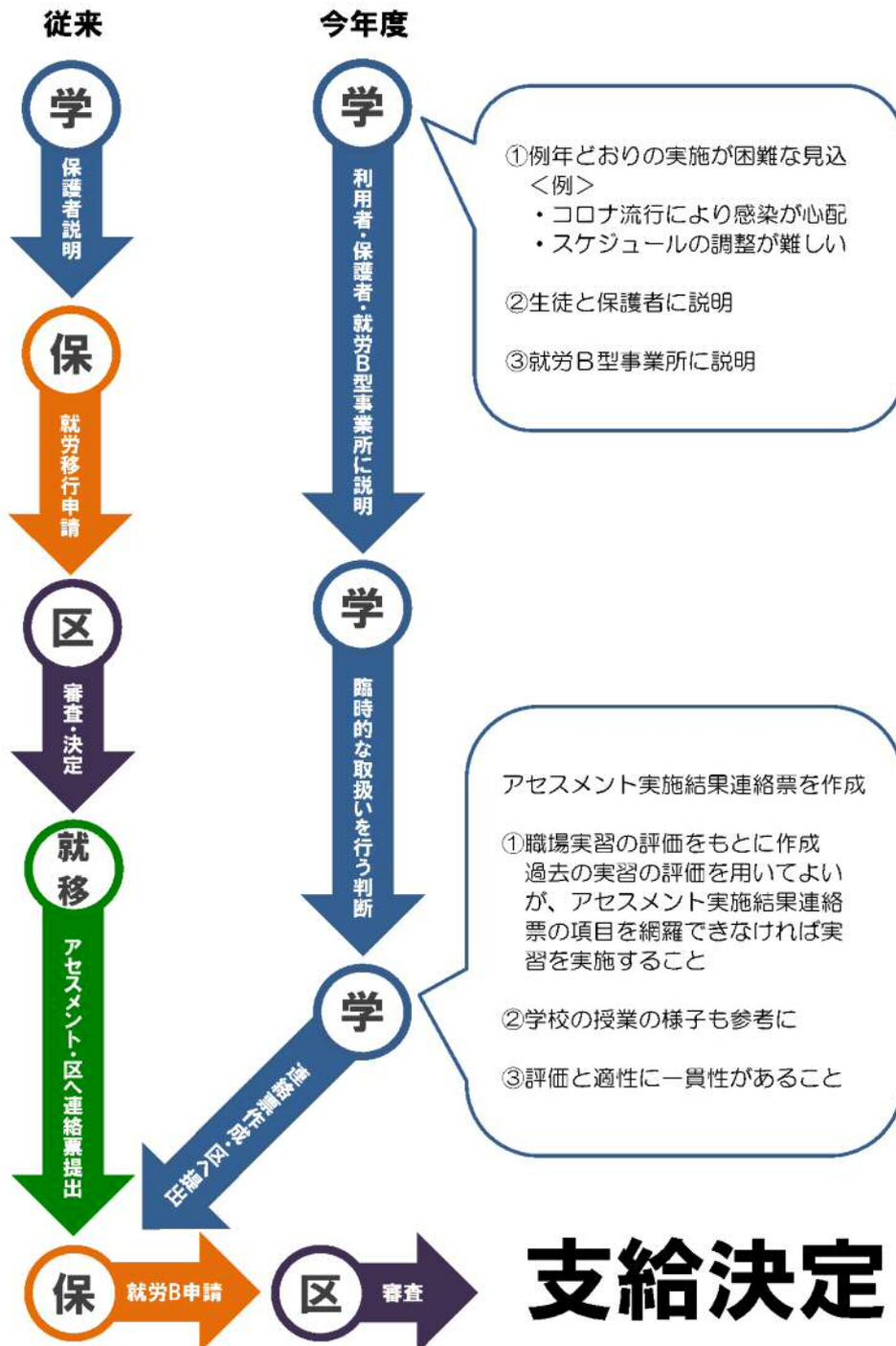
<学校が実施する職場実習評価をアセスメントの代わりとできる>

- 職場実習の評価を用いて作成した就労アセスメント実施結果連絡票をもって通常の就労アセスメントの評価とする
- 今後の実習が難しい場合は過去の実習の評価を参考にしてもよい
(就労アセスメントの評価項目を網羅し結果連絡票を作成可能である場合に限る)

<注意点>

- あらゆる生徒や学校について一律に同じ取扱いを求めるものではない
- 職場実習にアセスメントの評価を取り入れ例年並みの評価に近づけること
- 例年どおりの方法で実施可能ならその方法で評価すること
- 学校・生徒・保護者・移行先の就労 B 型事業所との間に合意があること

2. 大まかな運用の流れ（順序は生徒によって異なります）



3. 参考となる資料

- ①新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）
（令和2年4月13日付国事務連絡）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントについて
（令和2年8月5日付静岡県障害者政策課通知）
- ③本通知
- ④アセスメント実施結果連絡票
- ⑤アセスメント実施結果連絡票作成にかかる評価項目について

4. ホームページ

<①②③の掲載場所>

浜松市公式ホームページ→健康と暮らし→産業・ビジネス→福祉・介護
→障害福祉サービス事業所の皆様へ→新型コロナウイルスに関するお知らせ

<④⑤の掲載場所>

浜松市公式ホームページ→健康と暮らし→産業・ビジネス→福祉・介護
→障害福祉サービス事業所の皆様へ

5. 他自治体の取扱い

本取扱いは、当市において支給決定をする際の取扱いです。他自治体の取扱いについては、当該自治体にお問い合わせください。

【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課
生活支援第2G 栗野
電話457-2863